

第6期 第3回自治基本条例推進委員会 会議録（概要）

名称	第6期 第3回自治基本条例推進委員会
開催日時	令和4年10月19日（水） 午後6時30分～
開催場所	阪南市役所3階 全員協議会室
出席者	【委員】 新川委員長、壬生副委員長、草竹委員、福岡委員、田中委員 奥野委員、岡委員、森本委員、木村委員、牛田委員 11人出席 【市】 政策共創室 藤原室長、御坊谷室長代理、岩下主査、枇杷主事
傍聴人数	0人
議題	○自治基本条例見直し検証作業の中間報告について
資料	○資料1 検証シート ○参考資料1 検証作業について ○参考資料2 地域力支援研修
会議	あいさつ 委員長 皆さんこんばんは。今日もよろしくお願いします。第6期第3回阪南市自治基本条例推進委員会を開催させていただきます。 まずはこれまでの推進委員会では、自治基本条例に基づき本市のまちづくりが順調に進んでいるか。運用に過不足はないか。また、今の時代の流れ或いは現在の課題といったようなものの的確に対応しているのか。様々な観点からの見直しを本年度、部会にて進めていただき、その中間報告を本日お願いすることになります。 限られた時間ですが、各委員には、この自治基本条例が本当に市民の為の条例として機能しているのか。そのような観点から報告を聞いていただき、それぞれお気づきの点等をご意見やご質問等いただければと思います。 それでは、本日の次第の3番目の自治基本条例見直し検証作業の中間報告等について、事務局から説明をいただければと思います。 【自治基本条例見直し検証作業の中間報告について】 事務局 資料1と参考資料1に基づき、検証の経過、検証した条例の内容について説明。 副委員長 (部会長) 個々の条文の検証結果について、順に報告していきます。 まず17条、18条、19条は行政の市民参画の手法や手続き、またその推進について定めた条文です。この条文を検証するため、パブリックコメントの実施状況や市のSNSの利用状況といった資料を用いました。パブリックコメントの実施状況では、法改正に伴い改正する条例や計画を除き、基本的にパブリックコメントを実施され、計画、法律、条例の策定等の前段階で市民参画の手法を取り入れていることを確認しました。 また、市民がそれを行おうと思っても、その情報を知らなければそもそも参画出来ないということで、市のSNSの利用状況を確認しました。市はホームページからTwitter、FacebookやInstagram、そして公式LINEと色々なSNSを使用しています。またそれぞれの媒体の特性を生かした情報発信を行っていることを確認しました。 これらを踏まえ、17条の計画策定等における市民参画に関する条文については、部会として特に意見はありませんでした。 18条については、「市民参画の手法である市民公募やパブリックコメントを実施する時に、広報誌やホームページは原則掲載すること。加えて、SNSを活用した周知方法の工夫に努めること」という意見をつけております。また、パブリックコメントでは現在、書面で直接提出や郵送、FAX若しくはメールでの提出という方法があります。しかし「ウェブサイトで専用フォームも作る等、市民が容易に意見を提出しやすいように手法を工夫すること」という意見を付けております。 19条、市民参画の推進に関する条文ですが、市民参画の手法については、条例で規定している手法以外に他市で様々な手法で試行錯誤されているという事例が見られます。従って「既存の市民参画の手法だけでなく、他市事例を踏まえて有効な方法を調査、研究、実践すること」という意見を付けております。 17条から19条に関しては、以上です。 副委員長 (部会長) 次に20条です。この20条は前回の見直しにおける提言書において意見が出されており、それを踏まえて新しく追加された条文となり今回が初めての検証となります。先程協働の推進に関する条文と説明しましたが、この条文では協働のまちづくりに対する理解と関心の啓発や情報提供を行うことについて定めております。また、職員の協働への理解を促し、取り組む意欲を高めるとともに、協働に関わることが出来る場づくりをしようという事を定めています。 検証に必要とした資料として、パブリックコメントの実施状況のほか、市民協働事業提案制度、はなていアクション、はんなん共創事業プランコンペという市が進めているそれぞれの協働事業の実施状況。そして、市民協働庁内推進委員の状況や現地研修の報告書等を確認しました。 まず、協働事業については、施策ごとにどのような事業がされているのかを確認し、その結果、協働事業の中には、7年以上継続しているという事業もあったことがわかりました。また、市民協働庁内推進委員の研修の状況に関しては、近年コロナ禍で実施出来ていませんでしたが、それまでは、座学の研修と現地の視察研修を実施されていました。この協働庁内推進委員は市役所の各課に1人配置していて、この方々が研修を受け、振り返りアンケートを実施して、協働に対する意識の向上に努めているというものです。先程の通り近年コロナ禍で実施出来ていないため、研修の開催手法やより効果を高められるような研修をきちんと考える必要があることを確認しました。 以上の事から部会の意見案としては、「協働事業においては、期間を定め事業全体の見直しや新たな協働のパートナーとなるかもしれない新規事業参入の機会の確保に努めること。そして研修においては、受講対象者や研修内容など手法を適宜見直しして改善に取り組むこと」といった意見を付しています。

副委員長 (部会長)	次は21条になります。21条は情報の収集及び活用についての条文です。 この条文の検証に対しては、市のSNSの利用状況、市民の声の状況を確認しました。市民の声については、市として市民の声提言制度を設けています。この制度に寄せられた市民の声は市長から供覧を行い、回答を行っているということでした。近年市政に対する意見は減少傾向にありますが、制度の活用の有無にかかわらず、市民から寄せられた意見等への対応は行っていると説明いただいています。ただ、市民の中には、そもそもどのようにして自分の意見を市に伝えているかわからない人もいるのではないかという事が部会の中で議論をされました。 以上のことから、21条に関しては「情報収集の仕組みや制度について様々な媒体を利用して市民に周知すること」という意見を付しています。
副委員長 (部会長)	次は第22条になります。22条は情報公開等、議会や行政が保有する情報についてです。保護すべき情報を除き、積極的に公開する。また、それは附属機関等の会議やその会議録についても対象となります。よって本日の会議の会議録も公開することを規定しています。 検討に必要とした資料は、附属機関の会議及び会議録の公開状況、情報公開制度の運用状況、市民参画手続き条例、情報公開条例です。それらを用いて条例についての確認をしました。その結果、会議や会議録の公開については議論する内容によっては非公開になるような場合もありますが、基本的にほとんどの会議において公開がされていて、傍聴が可能になっていることがわかりました。また公開されている会議については、その議論した内容がわかるように議事録を作成し、それを市のウェブサイトで公開しています。ただ会議を公開していても、傍聴者は少ないという現状があるという事も確認しました。情報公開制度の運用状況については情報公開請求や申出がされた場合、情報公開条例に基づき、基本的に個人情報情報を除き開示できる情報を開示しているということを確認しました。 以上のことから、22条については「市政に関心を持つ市民への参画機会を整える為、また興味を持ってもらえるようにきちんと情報発信提供を行うこと。そして、会議の公開については傍聴者数が少ないのはそもそも会議自体が知られてないと考えられることから、様々な媒体を活用して広く市民に周知を図ること」という意見を付しています。
副委員長 (部会長)	次に第23条個人情報の保護についてです。この条文は、議会や行政は保有する個人情報を適正に管理し、保護を行うために必要な措置を講じることを規定している条文です。 第23条の検証にあたり、情報公開制度の運用状況、個人情報保護条例、個人情報保護制度の運用状況を確認しました。個人情報については個人情報開示請求がされた場合、個人情報保護条例に基づき適正に開示を行っています。また行政内部において個人情報の目的外使用を行おうとする場合、個人情報保護審査会に諮問して使用する目的や範囲が適正かどうか等をきちんと審査を経た上で使用していることを確認しました。 また行政内においても情報流出等がないように、情報セキュリティを向上させているということ。そして、職員の個人情報の取り扱いに関する研修を定期的開催されていることを確認しました。 以上を踏まえまして、23条については「個人情報を適正に管理する上において、IDやパスワード増等を厳重に取り扱うこと。そして既に現状も取り組んでおられますが、引き続き情報セキュリティ対策に取り組み、情報流出がないようにすること」という意見を付しています。
副委員長 (部会長)	次に第24条説明責任についての条文です。市政運営に関する事項の立案及び評価の過程において、市民にその内容等を情報提出するとともに説明することを規定しています。 24条の検証にあたり、住民説明会の開催状況、パブリックコメント実施状況、行政経営計画、そして行政評価報告書を確認しました。住民説明会については、方針の案が出来た段階や今後の方向性がある程度定まった段階、計画策定の間段階など、適宜住民説明会を実施していることを確認しました。 しかし、説明会に聴きに来る市民の数が多くないことから、開催にあたっての周知方法等に課題が見受けられるのではないかという話になりました。また近年、市のウェブサイトに掲載されている情報の量がとても多くなってきているという話も出ました。多いのは良いことでもありますが、私達が必要な情報を的確に探すことが出来るようになっていくかどうかという点には課題があるのではないかという議論になりました。 以上を踏まえ、24条の「説明責任に関して説明会の開催時には、広報誌やウェブサイトの場合にもSNSを活用した情報発信を行うこと。情報提供等を行う際は、チラシやパンフレット等を用いて幅広い市民に理解してもらえるように努めること。ウェブサイトは分かりやすく探しやすいページづくりに取り組むこと」という意見を付しています。
副委員長 (部会長)	次に25条意見要望等への行動に関する条文です。この条文は、市民から市政に関する意見や要望等を受けた時に適切に行動するとともに、市政に反映させる必要に応じて適切な措置を講じることを規定しています。 25条の検証にあたり、議会の請願、陳情の取り組み状況、そして市民の声の状況を確認しました。行政への意見については21条で同様の検証を行っているのですが、25条では議会における意見の取り扱いについて検証を行いました。市民が議会に対して意見を出せる方法として請願と陳情があるということ。その市民が出した請願や陳情に関して、議会の場でしっかり議論される制度があるということ。市民からの意見により、議会として市政や他機関に対して意思表示を行っていることを確認しました。 以上のことを踏まえ、「これまで通り市民からの意見や要望に対して適切に対応を行うこと」という意見を付しています。
副委員長 (部会長)	次に第26条住民投票というところです。26条は、市政の重要事項及び自治の根幹に関わる事項について広く住民の意思を確認するために、住民投票が実施出来るという事を規定しているものです。 検証にあたっては住民投票のパンフレット、住民投票条例を確認しました。住民投票については前回見直しを行った平成28年度の時点では条例に項目としてありましたが、住民投票を実際に実施する時の手続きに関する条文が定められていませんでした。よって平成28年度の検証の時点で、制度の検討についての意見が委員会から出されていました。この意見を受けて、行政が住民投票条例の策定に向けて着手をして、令和元年に住民投票条例が制定されています。住民投票条例に規定すべき基本的事項については、この自治基本条例推進委員会においても議論・検討して、市へ答申を行っているという経緯があります。ただ、条例制定してから3年が経過していますが、その存在を知らない市民がまだまだ多いという議論になりました。せっかくパンフレットを作成しているの、その活用や情報発信をきちんとしたいという議論をしました。 以上のことを踏まえて、この制度自体を市民に理解してもらえるように工夫しながら継続的に周知に取り組むことという意見を付しております。

副委員長 (部会長)	次に第27条総合計画です。27条は行政が自治基本条例の基本理念に基づき、議会の議決を経て基本構想を定めて市政運営を行うこと。また、基本構想に基づく基本計画を定めて事業評価を行うことが規定されています。 27条の検証にあたり、総合計画策定の経過状況、行政評価報告書と総合計画の策定にあたって市民参画の取り組みをどのように行ったかという資料を確認しました。総合計画は市がこれからどのようなまちを作っていくかを示す基本理念や、将来の都市像を定めて、まちづくりの方向性を示す羅針盤です。また、市には様々な計画がありますが、それらの計画の最上位に位置する計画でもあります。阪南市では条例に規定しているとおり、総合計画の基本構想を議会の議決を経て策定しています。その策定段階において、市民懇談会やアンケート、公募を含めた市民の審議会、パブリックコメント、住民説明会等様々な市民参画を取り入れていたことがわかりました。また、総合計画に基づいて実施される各事業については、毎年度市内部で評価を行い、外部評価という第三者から評価を受けるという状況を確認しています。 以上のことを踏まえて、第27条の総合計画については「PDCAサイクルを継続的に回すことにより必要に応じた事業見直しを行い、より良い事業実施に努めること」という意見を付しています。
副委員長 (部会長)	次に第28条危機管理です。この条文は前回の見直しの制限を踏まえて新しく追加された条文で、見直しの必要性についての検証は今回が初めてとなります。この条文は、市民は災害に備えるとともに、もし災害が発生した場合は地域において互いに協力し合うこと。そして市は市民を守るために、市民に防災意識の向上に努めることともに、関係課、関係機関との連携による機能的な管理体制の構築について規定をしています。 検証にあたり、市のハザードマップや平成30年度の台風21号の状況のまとめ、そして災害時の協定の活用状況。また、交通安全教育の状況、交通事故の発生状況、医療体制の状況、コロナウイルスの感染者数やその対応を確認しました。 部会では、交通事故というのも身近な災害だと捉えて議論をしました。その為、交通事故の発生状況等も資料に用いています。平成30年度に台風21号が来た時の状況を確認したところ、市の災害対策会議や関係課との連携、又は災害時の協定に基づいて民間企業と協力しているという対応を行っていたということが確認出来ました。また災害協定は全部で54件締結されており、今も様々な業種との関係が既に構築されていることも確認しました。 交通ルールに関しては、幼児から高齢者に至るまで世代別にに応じた交通安全教育が行われており、通学路についても全箇所の把握を行い、危険度の高いところから改修工事に取り組むことが確認出来ました。また、コロナウイルスについては市がワクチン接種の事業を行っていること。感染に対する対応は府の保健所が行うなど、両方連携協力しながら取り組んでいることがわかりました。 以上のことを踏まえて、「引き続き関係機関と連携し、市民の防災活動の支援に努めること。交通事故は身近な災害と捉えてハード、ソフト両面から対策を講じること」という意見を付しています。
副委員長 (部会長)	次は29条、他の機関との連携についてです。章で言うと第12章、同じく他の機関との連携についてです。条文はそのタイトル通り、国や大阪府と役割分担をして課題解決に取り組むこと。また、他の地方公共団体や関係団体と協力して広域的な課題の解決に取り組むことを規定しています。 検証に際しては、広域で設置している執行機関の状況等を確認しました。市においては、近隣の市町村と広域で処理を行っている事務があります。広域事務の形態も事務だけを行っている場合や、組織を立ち上げてその組織で事務を行っている場合があります。その他、近隣の市町村とは広域事務に関する定期的な意見交換があり、必要に応じて広域化の検討が出来る状態にもなっていました。 以上のことを踏まえて、「引き続き近隣市町村と意見交換を行い、広域化の検討が出来るように取り組むこと」という意見を付しています。
副委員長 (部会長)	次に第30条条例の推進、第31条条例の見直しについての条文です。まず30条ですが、自治基本条例の適正な運用及び推進を図ること、そして推進に関する検証を行う委員会を設置することが規定されています。31条は条例の見直しの必要性について規定をしています。 これらの条文は関連があるため一括して検証を行いました。検証自体は自治基本条例推進委員会の開催の状況。そして自治基本条例推進委員会の条例を確認しました。自治基本条例推進委員会は平成23年から発足しており、10年以上自治基本条例の推進に携わっています。自治基本条例に基づく市民参画の手続きの検討や住民投票の検討。また、31条にも規定しているように、5年を超えない期間ごとに自治基本条例が適正に運用されているか、見直す必要があるかを検証してきています。自治基本条例の推進において、この委員会が重要な役割を持っていることを改めて確認しました。 以上のことを踏まえて、第30条には「更なる自治基本条例の推進に努め、条例に即した市政運営に取り組むこと」。31条には、「条例の規定通り見直しの必要性について検討を行うこと」という意見を付しています。
副委員長 (部会長)	ここまでが資料を用いて検証を行った条文となります。権利や原則に関する条文についても確認を行いました。具体的には第1条の総則、第3条の定義、第4条の基本理念が挙げられます。これらの条文については部会で検討した結果、特段意見はなく、これまで通り取り組むことと判断しています。 2点異なる結論になっていたのが前文となります。前文について部会の中で、時代背景は自治基本条例が策定された年度等を考えたときに、前文の第3段落目の「地方分権がこれからの時代」という表現が、今の時代に沿っているのかという議論になりました。ただ、そのような意見が出ましたが、代わりにどのような文言が適切なのかということまで部会で結論は出ていません。 またもう1点、総合計画にはこの条例のテーマとなっている協働という考え方に加えて、新しく共創という考え方を取り入れています。それについて、自治基本条例の考え方との違いをわかりやすく伝える必要があるのではないかという議論となりました。 以上のことを踏まえて、前文への意見として自治基本条例の解説文に共創の考え方を加える事を入れさせていただいています。また地方分権の文言についてはどのようにしていけばいいの、推進委員会の意見を伺いたいと思っています。
副委員長 (部会長)	長くなりましたが、以上がこれまでの部会での検討の結果です。推進委員会の皆様から、あと部会の皆様からも全体として意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いします。
(推進委員からの意見、質疑・応答)	

委員長	ありがとうございました。まずは前回に引き続き、条文全体の検証をしていただきました。この検証結果について、検証に参画いただいた部会員の皆様方、また部会には所属しておらず今日この報告を聞かれて疑問な点或いは質問、意見もあるかと思いますが。どうぞ自由に議論していただければと思います。 部会の委員の方から少し、ここまでの議論について補足或いは感想等ありましたらまずは少しいただければと思いますが、いかがでしょうか。
委員	様々な観点から様々な資料を見ました。私自身は第28条の危機管理の部分、いわゆる大規模災害というのも当然、防災の意識として必要があるということ。加えて副委員長からも話がありましたが、身近な災害としていわゆる車社会での交通事故。そのような面での観点での考え方を再認識する必要があるのではないかなと思いました。
委員	毎回2時間程度という短い時間の中で、俯瞰的にまとめられてありがたいなと思います。私も1つ感じたところがあります。それが知らない市民という言葉がよく出てくるということ。と、あとそこから来る情報発信や情報共有というところが必要だということふうに出ているところです。その辺、情報発信がしっかり出来ていないというところは、正直あまり感じられませんでした。すごく資料が多く、やはりまとめられているものであったり、それは広報又はウェブサイトであったりとすごく市役所の方々も努力されているというふうに感じます。その一方でやはり現役世代含め時間的制限や関心、興味というものがあり、少ない部分もあるのかなと感じています。そこで、どのようなデコ入れが必要なのかということまで考える必要はないし、やはりその辺の意識というところを市民がどのように持つのか、持てるようにするのかという工夫は必要に感じます。しかし、やはりその解決策を提案することが重要だと思います。ただ、そのような部分を今回まとめられている資料を見て、改めて深く感じるところがありました。
委員長	ありがとうございました。それでは各委員からもそれぞれ質問や意見をいただければと思います。どうぞご自由に発言をいただければと思います。
委員	今話を聞き、検証部会でかなり細かく検証されていることがよくわかりました。その中で、資料1で検証結果の具体的な説明や改正案をまとめられていますが、例えば19ページの推進及び見直しという部分で、検証部会の意見の2行目のところ。すべての事業の元をたどれば、自治基本条例にたどり着くため、しっかりと条例の認知度を向上させ推進していく必要があるという文です。この認知度を向上させるという意見がここで出ているのですが、まとめにそれがなくなっています。このようなところを少し条文で1度固めて、条例に即した市政運営に努める。このようなところを入れていく必要があるのかなと思います。 他でも若干その必要があるというふうに考えているところがあります。例えば15ページの個人情報のところですが、下の方に情報は、データだけでなく紙媒体にも含まれており、書類管理も十分気を付ける必要がある。このようなところについて情報漏洩になるので、例えばそういうところをピックアップして、まとめるところに入れられたらどうかと少し思ったので、
副委員長 (部会長)	ご指摘ありがとうございます。キーワードのまとめがしっかりと出来ていないということだと思います。この辺りは、特に第30条の認知度を向上させる事が本当に重要なことだと思います。検証結果の具体的な説明や改正案に少し継ぎ足せるものはないか相談と確認をしていきたいと思います。
委員長	認知度の向上については条例制定当初から大きな課題でしたが、十数年経つと、改めて皆さんの意識の中から少し薄れていっているということもあるかもしれません。この間、住民投票が大きく市民の皆様の間で議論になりました。そのような時期があるとまだ少し関心が高まり、この自治基本条例に基づく条例制定のところまで進むという事もあります。しかし、それもしばらくするとまた関心が薄れていくということもあります。この自治基本条例に改めて関心を持っていただくのか、ここは工夫の仕方もあると思いますが、色々な種類のイベント或いは市政の記念的な出来事や行事といったところで、この条例をしっかりと周知していくこともっと進められても良いのではないかと思います。その他いかがでしょうか。
委員	立派な条例ができていると思うのですが、実際、市役所の方から運営している中でここだけ変更して欲しいとかそのようなことはあれば、聞かせてほしい。
委員長	事務局で行政組織等各部課の中で、議論やもし気づいた点があればいかがでしょうか。
事務局	条文を変えてまで考えないといけないというところは、今の条文が機能していないのではないかとという事で、検証部会の方でご検討いただいた結果でそのままいこうかなと思っています。
委員長	条文を変えるまでの事ではないというのが事務局の方でこれまでの運用されてきての判断ということ。今の点に関わった質問や、それ以外の部分でも構いませんがいかがでしょうか。
委員	前文のところで、自治基本条例の説明は総合計画に規定する共創の考え方を加えることとありますが、このことは部会で議論を行っていくのでしょうか。それとも、ここで皆さんに前文に入れるか入れないかを聞いていくのでしょうか。
委員長	自治基本条例の解説文を作るということで、これは事務局で基本的には作ります。従って当委員会としてはこの条例にふさわしい解説として、どのような方向が望ましいのかを指摘していただければ、あとは具体的な文章等は事務局で工夫していただけたと思っています。そのような考え方で事務局よろしいでしょうか。 委員の皆様には作文してくださいという事は言いません。ただこれだけはきちんと入れてください、これを押さえてくださいという事はこの委員会です。言っていたかなければ、事務局も何を書いていいかわかりませんので。そこはしっかりと行っていただければと思います。

委員長	副委員長(部会長)に少し伺いますが、先ほど危機管理のところで交通事故等も事故災害もありますので入れていただいたという事でよかったなと思います。しかし同時に感染症の説明もありましたが、文言として感染症が入っていません。それから解説の中でも、特に触れてなかったと思います。感染症については何か議論があったのかということが一つ。それから危機管理という点ではもう一つ、戦争が今起こっています。地球の反対側では温暖化が進んでいます。様々な影響もあるのでこのような事態を考えていった時に、国民保護計画というのがあり、各自治体でも市民の安全を守っていくことが重要なテーマにはなっていくということもあります。このあたりについて、阪南市でまだそこまでということであれば、それから自治基本条例のレベルではいけないという事であれば、それはそのような扱いでも良いと思うのですが、もし議論があったのであれば紹介いただければと思います。
副委員長(部会長)	感染症については、市と保健所の役割分担や発生者数等を確認して、議論を終えております。ただ、それを危機管理の中に入れるかという話はまだ出ておりません。併せて国民保護計画の話は特にしていませんので、改めて検討をした方がいかなと思います。
委員長	要る、要らないは別にして、少し議論しておいていただければと思います。感染症も今回のような特別措置法で処理されるような、そして位置付けとして非常に重大な感染症の場合にはもちろん保健所が基本的な対策等を行うこととなりますが、同時に保健所を設置していない市町村も、実際に感染症に対する防疫対策はしなくてはいけないという事を義務付けされていると思います。そこは市としての姿勢みたいなものは少し考えおいても良いかと思いました。ただ、どこまで危機管理の中でやるかというのは少し議論があらうかと思います。またご検討いただければと思います。
委員	事務局に聞くのですが、このような会議の傍聴人数は少ないです。どのような方法で情報発信をしているのでしょうか。それと市の職員であってもそれをどれだけ知っているのか。という事で会議の開催の情報発信方法を少し聞かせていただけますか。
事務局	会議開催の周知方法については、基本的に会議開催の1週間前ぐらいに市のウェブサイトにおいて、会議を開催しますという情報を公開しています。ただウェブサイト上での公開ですので部会でも議論になりましたが、サイトを見に行かないと情報を得ることが出来ないという状況になっていることも事実です。よってその辺りも部会の結果にもありますが、今はSNSもあり公式LINEを使用していますので、LINEで一斉送信をしますと登録をしている方には、携帯電話に情報が自動で受信されるような形になります。従って、そのような媒体を使用した周知方法も考えていく必要があるのではないかなというように意見をいただいているところですので、会議の周知方向も含めて今後取り組んでいかなければならないなと考えています。
委員	広報は毎月発行していますよね。会議の日程が決定すれば広報に掲載していただきたいです。それぐらいの宣伝方法もあると思う。そこに一部でもいいですので、開催前から来てくださいと。掲載するだけでそれに興味がある人は来ますので、宣伝していただきたいなと思います。
事務局	会議によっては、年間通じて予定が決まっているような会議中にもあります。そのようなものについては、広報誌に掲載しているものもあります。しかし、全ての会議が年間通じてスケジュールが決定しているかということはなかなか難しいです。よって会議でも先を見通して決まっているようなものについては、なるべく広報誌を活用しながらの情報発信も取り組んでいきたいと思っています。
委員	委員長が述べられたように、認知度を上げるとかなり変わるのではないのでしょうか。私はいつもこの会議で様々なデータをいただいているのですが、この認知度を上げる事をもっとしていただきたいなと思っています。
委員	私見ですが、部会の付帯意見は「何々の支援に努めること」「何々の対策を講ずること」というような文言が続いております。最終的にこれをどのようにまとめるかという事が一番疑問に思っています。
委員長	これは事務局の方でやはりどう受けとめるかという部分があるかと思いますが、いかがでしょうか。
事務局	いただいた意見はそれぞれの部局に促しをしながら考えていかなければいけないことだと思います。ただ全庁的に投げかけたのちの意見をもって条項を変えるかどうかという部分につきましては、議論をいただきました部会の意見を参考させていただきたいと思っております。
委員長	言葉の通りになるかどうかはなかなか難しいですが、しっかり受けとめていただいて、検討していただき行政の方でもそれぞれの施策や事業、行政運営の中で反映していただくという事でご理解いただければいいかと思います。そのほかありますか。
委員	やはり市民が興味を持つような方法を考えていただきたいです。1つの条文だけ掲載して、解説文を全部掲載するなど、それらを一番上に記載したら関心が高まるのではないかと思います。
委員長	広報誌の1ページ目の一番目につきやすいところに自治基本条例と言うと難しそうに見えるかもしれません。しかし、これをいかに分かりやすくできるかは大きな課題だと思います。
委員	部会で議論し合って、意見をまとめていて本当に素晴らしいと思います。しかし危機管理の話が今ずっと出ていますので、危機管理で「支援に努める」「対策を講ずること」等色々ありますが、これは部会でまとめた項目については担当部や担当課に投げかけ、このような意見で今後考えていきなさいというような形で取り組んでくれるのでしょうか。そうでなければ、この部会の意味が無くなってしまうかと思うので。
事務局	ありがとうございます。最終的に自治基本条例推進委員会からの答申という形で、正式な回答をしていただいたものにつきましては、自治基本条例の推進のためこのようなご意見が出たということは全庁的に周知を行っていきます。
委員長	その他、いかがでしょうか。
委員	私は委員になったから、自治基本条例をしっかり勉強してその資料を読ませていただいているのですが、どこかでふらっと内容を閲覧できる冊子等は置いているのでしょうか。

事務局	市役所の入口に市民情報コーナーがあります。そこでは様々な計画等が配置されており、自治基本条例も資料を配置しております。たくさんありますので、その中から探し出すのはもしかすれば一見わかりにくいというのはあるかもしれません。
委員	冊子を手に取ってもその中身が文章だけでは読もうとは思えませんので、イラストを挿入する等もう少し内容をわかりやすくしていただきたいです。市民に手に取ってもらいやすいように工夫をしていただいて、少しでも内容を理解してもらえようになればいいなと思うのですが。
委員長	自治基本条例の制定時にパンフレットのようなわかりやすい資料を作成しております。そのほかどうでしょうか。
委員	要約されているのはわかるのですが、具体的に自治基本条例ってなに？というところがわかりにくいかもしれないですね。ただ、細かくすれば文字が増えますしバランスが難しいです。
委員	LINEを扱える人はいいいですが、それを全然扱うことが出来ない人は困るかもしれないですね。
委員	それは広報で見えていただければいいかと思います。これから若い人はほとんどLINEを使用していますので、このような情報を若い人にもしっかり届くようにしていただければいいかなと思います。
委員	また、YouTubeでも良い情報がたくさん入ります。議会も放送されてて、聴きに行かなくても本当によくわかります。
委員長	LINE等様々なSNSがありますが、その活用を積極的に考えていただく。それから行政とは別に最近町内会でもLINEを使用しているところが結構増えてきています。紙を回すと見ずに隣に回す人がいますが、LINEグループはやはり目にとまるからその方がいいという人もいます。
委員	その他、いかがでしょうか。
委員長	また副委員長(部会長)に少しだけ聞きたいことがあります。今回中間報告をいただいて、特に市民参画の部分や協働の部分で、しっかりと取り組んでというような文言で意見をいただきました。実績としてやはり市民参画というものが市民の皆様が積極的に参加するようになってきているとか或いは色々な協働に関わる事業が活発に進んできているとか。データに基づいてこのような議論が行われているかと思われしますが、この辺りも本市の実情のような事について、少し説明をいただければ私達も理解しやすいですがいかがでしょうか。
副委員長(部会長)	例えば協働の事業については、順調に提案が右肩上がりという訳ではないという状況ではあるのですが、それが進められてきて、長く続いている事業もあります。そのことは一定評価しています。ただ報告にもあった通り、一つの団体が決定してからずっとその団体が事業を実施しているのはいいのかという別の問題も発生するという話もいただきました。そこで事業全体の見直しや事業者への機会の確保という話をさせていただきました。
副委員長(部会長)	後は参画が広がっているかどうかというのは、機会は広げるように努力をされていることだと思えます。基本として広がっているだろうと思いますが、それを数字で説明することは難しい現状です。また、部会で話している中で、積極的に参加して下さる方とそうでない方がいるという事が判明しました。その点については、しっかりと市と皆さんと協力しながら実施に取り組んでいく必要があるかなと思いました。
委員長	出来れば今、説明があったような市民参画の手法については、計画づくりにあたり審議に公募の委員の方がどのぐらい応募があったところから順番にプロセスを追い、どの段階でどういう参加があり、そのことが浸透をしてきている。と見ていく時のある種の視点にはなると思えます。
委員長	これから今後の課題かとは思いますが、市民参画といっても何人これに関わってくれましたというよりは、どの段階でどんな参加を募り、そしてそこにどのぐらいの人が来たか。それが計画や事業の進捗の中で、どのような意味を果たしたのかというようなところを少し丁寧に見ていただく。そのようなデータの取り方をしていただくと、この市民参画の条文17条が上手く機能しているという評価が出来るようになるのではないかと考えています。少し今後の課題かもしれませんが、検討していただけるとありがたいなと思いました。
副委員長(部会長)	ありがとうございました。少しだけ補足させていただきます。総合計画策定の時にどのような参画の手法が用いられたかは全部一覧をいただいて、流れを拝見しております。どのようなタイミングでどのような参画をいただいたかということまで一応いただいておりますが、そこでどのような意見が出たか。それをどのように反映していったか。また参加する人たちがずっと続けて来ていたのか等、そのような細かいところまでは十分に確認出来ていなかったかなと思いました。そのあたりは、また部会の方で確認したいなと思いました。
委員	少し話題が変わるかもしれませんが、阪南市の資料の後方に人口が掲載されているのですが、その数値が約5万人でした。しかし国勢調査では阪南市の人口が5万人未満になったという話を聞いたのですが。阪南市の人口の数値は外国人も含まれているのでしょうか。国勢調査は回答していない人は含まれないのかを少し教えていただきたいです。
事務局	毎月、市民の皆様へ報告するホームページでの数値というのは、住民基本台帳ベースとなっています。国勢調査は5年に1回の調査になります。住民基本台帳は外国人登録の方の人数も含まれていますので、その差というのは若干出るかなと思いますので、そのような視点で見いただければと思います。
事務局	人口が5万人未満になったという事については情報を持っておらず、9月末現在の住民基本台帳ベースで約5万1,700人となっております。
委員	個人的に、阪南市は災害が少なくて一番住みやすいまちだと思います。
委員	下荘小学校はかつて観瀾尋常高等小學校という名前だったそうです。観瀾は波を見るという意味だそうです。これは市の方で小学校の歴史でまとめていました。海をもっと大事にしたいです。海をもっとPRしてほしい。大阪府で海に面している地域は多くありますが、阪南市が一番だと思います。

委員	ふるさと納税も寄附金が高いですね。寄附金が高いという事はやはり全国的に知られているかと思います。阪南市は、昭和27年に起きた鳥取池の決壊による大きな災害があった事を除いて、その周辺でも大きな災害も地震も本当に無いところだと思います。人情の厚い市民も多く私は最高な市だと思います。
委員長	その他いかがでしょうか。 それでは本日全体にわたり中間報告をいただきましたが、いくつか検討いただくべき論点、各委員から指摘をいただきました。最終的に答申に仕上げていただかなければなりません。従ってそこは一旦、部会の方に返すという形で本日のところは終了したいと思います。 また色々気付いた点等がありましたら、事務局の方に伝えていただき、しっかり検討していただければと思っていますので、よろしくお願いします。 それでは中間報告につきまして特に発言が無ければ、この点は以上にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 それでは続きまして、その他について事務局から説明をお願いします。

【その他について】	
事務局	参考資料2に基づき、地域力支援研修の取り組みについて説明。
(推進委員からの意見、質疑・応答)	
委員長	ただいま地域力支援研修の報告をいただきました。また地域別の人口構造について、地域によって少子高齢化の差が大きくあるということ。とはいえ超高齢地域が本当に停滞しているかといえばそうでもないという説明も併せてしていただきました。最後に、これからの地域力を考えた上で具体的な取り組み方策として、地域まちづくり協議会条例のようなものを考えたいと提案をいただきました。 自治基本条例ですと、第16条が市民活動団体という事で市民が自主的に組織する。そのような市民の共通の目的を達成する為の地域の組織化が出来るということを規定しています。そのような地域の活動団体が、自分自身で主体的に地域の課題を解決していく。そして、地域の場で市民の皆様が互いに協力をしながら、積極的に活動していく。また行政としては地域の動きを見守りながら、必要に応じて支援をしていくという枠組みを用意しております。 今回、事務局から説明のあった地域まちづくり協議会条例、今おそらくこの第16条の趣旨を、実際に地域の場でどう生かしていくのかということをも具体的に考えていると思っています。委員の皆様からも意見をというお話がありました。今の町内会或いは小学校区ごとで様々な課題があると思っています。そのような問題を一緒に解決をしていくような、もう少し市民の活動が活発になるような仕組みを考えたらどうだろうかという趣旨です。 なお、このような地域まちづくり協議会、一般的には地域自治組織という言い方で、日本全国で組織化が進んでいます。実際私自身が存じ上げているところは全国で200団体ぐらいはあるかなと見ています。小学校区或いは連合町内会ぐらいの規模で、従来の地縁の団体だけではなく、福祉団体や或いは学校教育団体、そこにまた色々なボランティアの方達にも参加していただいて、地域の活動組織と一緒に作っていく。そしてその中で、地域の様々な課題を機動的に解決していく。そのような仕組みが少しずつ動き始めています。 委員の皆様方から、この地域まちづくり協議会等について、質問や意見をいただければと思います。よろしくお願いします。 また最後に説明のありました人口や地域力支援研修の内容についても、もし疑問点等がありましたら聞いていただければと思います。
委員	阪南市の人口で、地域別に高齢化率を出していただいて、私が住んでいるところが50%以上になっていると少し驚きました。このところ緑ヶ丘では体操やカフェを開く等で、毎週日曜日は住民センターを使用している状況になっています。 「これだけ高齢化になっていますが、実は介護保険を使っている人は少ない。それはなぜかというところ、やはり住民の皆さんが努力されている結果がかもしれません」というような相關関係がわかるデータがあれば、尚良いのではと思います。良し悪しではなくデータの程度示せば、頑張ったよかったと活動している方々の励みになるかなと思ったりもします。
事務局	今コロナフレイルゼロ作戦等が、様々な居場所で活動を行っていただいています。実は現場の職員からはデータを用意できていませんが、高齢化率が高い割には介護認定をされている方が少なかったりします。これは皆様が介護予防、健康づくりに取り組んでおられるからという事で伺っています。データの集約につきましては、工夫していきたいと思っています。
委員長	今後、地域まちづくり協議会を考えられるとすると、それぞれの地域のコミュニティ関連といいですか、地域ごとの現状を客観的に把握する。そのようなデータを用意していただいて、それに応じた地域まちづくり協議会の動き方を考えていただくことも有効ではないかと思っています。 また、地域の方々にはそのような新しい組織化が必要だという大きな前提として、地域の実情を客観的に見ていただけるような資料というものも必要ではないかと思っています。今回の人口世帯統計は、これ自体重要な資料であると思います。それに加えて、今話にありました健康の問題や福祉のサービス等、様々な要素を検討していただき、地域づくりのいわば基礎データみたいなものを作成されると役に立つのでは、と思いますのでご検討ください。 その他いかがでしょうか。
委員	今コロナフレイルで様々な体操を地域で行われているのですが、どの地域の方の参加が多い、少ないなど知りたいです。参加が少ないのは、交通の便等何か原因があると思います。来ることが出来ない人が、来れるようにと考えたとき、市から出向いてその地域で体操をしていただくのがいいのかもしれないです。またそのような事が分かるデータがあればいいなと思ったりします。
委員長	ありがとうございます。今指摘していただいた点も踏まえて議論してみただければと思います。
委員	地域まちづくり協議会という組織は、どのような組織でしょうか。
事務局	地域のあらゆる団体が入っていただけるように、例えば企業や老人クラブ、あと福祉や防災防災とかです。地域によって課題は異なりますが、個人も含めて希望者で構成する事が出来るような団体であることを想定しています。
委員	一つの事例として、神戸の三木市では平等性や公平性の問題からなかなか難しいと聞いたのですが、三木市の緑ヶ丘という地区がありますが、その地区では大和ハウス工業が参加して、様々な世代の人が集まって地域交流を深めていくような住民センターのような役割を持った拠点を作ったとのこと。その地域では少子化もあり、なかなかまちが活性化しないところから活動が始まったという話でした。 そのような形で、最近大手企業もそのような再生や空き家の問題というところを強く意識しているなと感じてまして、そのような所でノウハウを使えるのではないかなと思います。
事務局	今、阪南市でも、万博に向けた共創のパートナーやSDGsに関することで、多様な企業と連携しながら地域づくりの取り組みもさせていただいています。また、例えば拠点の運営をどうしていくのかということや、若者や市外からの転入の方など多様な方の居場所として機能できたらと思います。

委員長	これからの地域づくりが今指摘をいただいたように、地域の市民団体・住民団体だけではなく、事業者そして行政と一緒に考えて行動していかなければなりません。そうでなければ、高齢化も進行して、経済的にも苦しくなっていく中で、地域を維持していくことはなかなか大変かなと思っています。そのような仕組みづくりをどのように始めるのか。という事で今日問題提起をいただいたと思っています。また意見を色々いただきながら、より良い仕組みが検討できればと思っています。 それでは、いずれまたこの地域自治組織或いは地域まちづくり協議会については、おそらくこの自治基本条例に基づいて新たな仕組みを考えていくことになりそうです。よって、この委員会の皆様に審議していただく可能性も出てくるかもしれないということで、少し頭の片隅に置いていただければと思っています。 (全体の振り返り)
委員長	本日まずは条例検証作業について、中間報告で前文から第31条まで全て見直しをしていただいた結果、部会からの報告を踏まえて議論していただきました。それを最終的に私達の答申にする作業をこれから部会や事務局をお願いして、年度内には何とか形にしていいただければと思っています。 併せて次のテーマや課題もいただきました。よってこのあたりも今後に向けて、まずは事務局の方でも少し検討していただければと思っています。 それでは本日のところ、各委員から特に言い忘れたという事が無ければ、終了にしたいと思いますよろしくお願いします。 なし
委員長	それでは本日、第3回基本条例推進委員会を終了にさせていただきます。